
十日町市行政創造プラン 2011

(第2次行政改革大綱)



平成 23 年 3 月

新潟県十日町市

はじめに

このたびの東北地方太平洋沖地震で犠牲となられた多くの方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、3月12日未明に発生した津南町を震源とする地震で被災された市民の方々に謹んでお見舞いを申し上げます。市では、被災地域の復旧に全力をあげるとともに、被災された市民の生活再建をはじめとして、一日も早い震災復興に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、十日町市は、平成18年3月に第1次行政改革大綱として『十日町市行政創造プラン』を策定し、同年7月にまとめた『重点改革プラン』に基づいて、これまで積極的に行政改革を進めてきました。特に、職員人件費をはじめとする経費の削減や電子化の推進による行政の効率化など合併の効果を最大限に活かす取組のほか、本庁の窓口サービス体制の見直しや機構改革に伴う事務室の環境改善など市民の方々をお迎えする市役所としての改革、さらには、市民の方々と直接触れ合う機会の拡充や協働のまちづくり活動の推進など、市民の視点に立った改革を実践してきました。

一方、長引く景気低迷や少子高齢化の進行は、地域経済の低迷や地域コミュニティの衰退など、さまざまな方面に影響を及ぼしています。また、国においても、地域主権戦略大綱に基づくアクションプランが策定され、地方分権改革の動きが本格化してきました。市民に最も身近な基礎自治体として、市は自らの責任により政策を決定し、実行していくことが求められています。

こうした社会情勢の変化などを背景として、激化する地域間競争を勝ち抜き、将来世代に魅力ある十日町市を引き継いでいくためには、さらに強力な行政改革を推進していくことが必要と考え、ここに第2次行政改革大綱として『十日町市行政創造プラン2011』を策定いたしました。

この大綱に基づき、市民と行政がそれぞれの役割と責任のもとで連携協働し、『選ばれて住み継がれる十日町市』の実現に向けて、知恵の湧き出る組織の形成と人材育成を図り、職員一丸となって全力を挙げて行政改革を推進してまいります。

結びに、行政改革大綱策定に際し、慎重なご審議をいただきました十日町市行政改革推進委員会の方々に厚くお礼を申し上げますとともに、市民の方々のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成23年3月

十日町市行政改革推進本部長
十日町市長 関口芳史

目 次

I 大綱策定の背景	1
1 これまでの取組（第1次行政改革）	1
2 市のおかれている現状	2
(1) 経済情勢の変化	2
(2) 地方分権の推進	2
(3) 人口構造の変化	2
(4) 財政の状況	4
① 財政の現状	4
② 財政指標の状況	4
③ 健全化判断比率の状況	5
(5) 協働のまちづくりの現状	6
3 さらなる改革の必要性	6
(1) 第1次行政改革における取組のフォローアップ	6
(2) 多様化する公共サービスの提供	6
(3) 市町村合併の特例による財政支援の終了	7
II 改革の基本理念と基本方針	8
1 改革の基本理念	8
2 改革の基本方針	8
(1) 行政の効率・効果の追求	8
(2) 健全財政の加速化	8
(3) 協働のまちづくりの推進	8
3 体系図	9
III 改革の重点取組項目	10
1 行政の効率・効果の追求	10
(1) 事務・事業の見直し	10
(2) 組織・機構の見直し	10
(3) 民間活力の導入	10
(4) 職員の意識改革と人材育成	10
(5) 定員の適正化	11
(6) 電子自治体の推進	11

2	健全財政の加速化	11
	(1) 計画的な財政運営	11
	(2) 総人件費の抑制	11
	(3) 経費の削減	11
	(4) 自主財源の確保	12
	(5) 地方公営企業や第三セクターの経営健全化	12
3	協働のまちづくりの推進	12
	(1) 市民の参画と協働の推進	12
	(2) 情報の共有化の推進	12
	(3) 地域支援の充実	12
IV	改革の推進と進行管理	13
1	推進体制	13
2	職員の姿勢	13
3	実施計画（重点改革プラン）の策定	13
4	推進期間	13
5	成果の公表	13
【参考資料】		
	用語解説	14
	第2次十日町市行政改革大綱の策定について（諮問）	18
	第2次十日町市行政改革大綱の策定について（答申）	19

I 大綱策定の背景

1 これまでの取組（第1次行政改革）

本市は、平成17年4月1日に5市町村が合併し、新たに『十日町市』として誕生し6年目を迎えています。

行政改革の取組については、平成17年3月に総務省から示された『地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針』及び行政改革大綱^{*1}策定に係る十日町市行政改革推進委員会からの答申を踏まえ、平成18年3月に行政改革大綱として『十日町市行政創造プラン（以下「第1次行政改革大綱」という。）』を策定し、『地方分権時代にふさわしい自立した行政の創造と新しい公共空間の創出』という基本方針に基づき、次の11の重点取組項目を掲げて行政改革を進めてきました。

- ① 能率性を重視した行政体への改革
- ② 職員の意識改革と能力向上
- ③ 人件費の削減
- ④ 経費の節減
- ⑤ 事務事業の整理・統合
- ⑥ 大胆な財政運営改革
- ⑦ 第三セクターの見直し
- ⑧ 情報の共有化
- ⑨ 政策形成過程への市民参画の推進
- ⑩ 市民とのパートナーシップによる行政サービスの推進
- ⑪ 地域自治の仕組みづくり

第1次行政改革大綱の実施計画として策定した『重点改革プラン』には、上記の重点取組項目に沿って42の取組項目を掲げ、具体的な改革を実施してきました。

平成18年度から22年度までの推進期間のうち、平成21年度までの4年間における取組の結果は次のとおりです。

表-1

取組項目の進捗状況	項目数	主な取組事項
すでに目標を達成し、又は、計画どおり順調に進捗し目標達成可能な項目	29件	○ 人材育成計画の策定 ○ 定員管理の適正化（職員人件費の削減） ○ 民間活力の導入（指定管理者制度の活用） ○ 補助金制度の見直し など
一部について進捗が図られているが、当初計画よりも遅れていて、現在取組中の項目	8件	○ 組織の見直し ○ 事務事業の整理・統合 ○ 文書管理システムの見直し ○ 女性委員・公募委員の積極的な登用 など
当初の計画どおりに進めることができず、手法や方向性など見直しが必要な項目	5件	○ 民間派遣職員研修の実施 ○ 目標管理制度の導入・活用 ○ 事務委託化（基準・計画） ○ 行政評価の導入 ほか

以上のように、すべての項目において目標を達成できたわけではなく、取組の中には未達成の計画や期待される成果があがっていない項目もあります。

具体的な数値目標を設定できなかった項目が多く、進捗状況や達成度も含めて、何を『成果』とするかの基準が曖昧でわかりにくいという指摘も受けています。

こうした課題については、取組内容やプロセスについてしっかりと検証し、改革手法や方向性などを再検討して、課題の解決に当たる必要があります。

2 市のおかれている現状

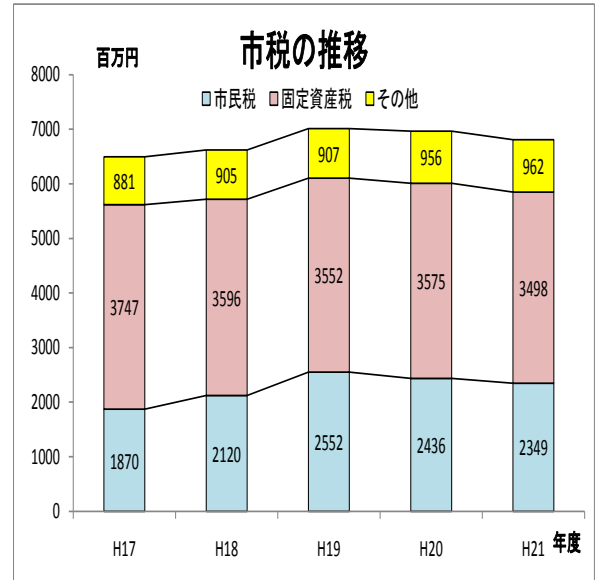
(1) 経済情勢の変化

日本経済は、1990年代のバブル経済崩壊による景気低迷から緩やかな回復の兆しを見せていましたが、2008年秋のアメリカのサブプライムローン問題^{※2}に端を発した『百年に一度の金融危機』とも言われる世界同時不況の大波を受けて、過去に例を見ないほど急速に景気が悪化しました。

図-1

戦後最悪とも言われる経済危機に直面し、その後の国の経済対策にもかかわらず、雇用情勢は完全失業率が高水準で推移するなど、雇用不安や消費の冷え込みは依然として解消しておらず、地域経済は著しく低迷しています。

本市においても、地場産業をはじめあらゆる分野で企業業績の悪化とそれに伴う個人所得の減少が依然として続いており、急速な景気回復は見込めない状況にあります。税制改革に伴う税源移譲^{※3}により市税収入は順調に推移していましたが、平成20年以降の経済不況の影響もあり、平成19年度をピークとして減少に転じています。現在の経済状況から今後も減収が見込まれています。(図-1)



(2) 地方分権^{※4}の推進

現在、国では、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する改革を進めています。平成21年11月に設置された国の『地域主権戦略会議』では、その設置目的を『地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため』としています。

また、平成22年6月に閣議決定された『地域主権戦略大綱』の中で地域主権改革について、『住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革』と定義しています。

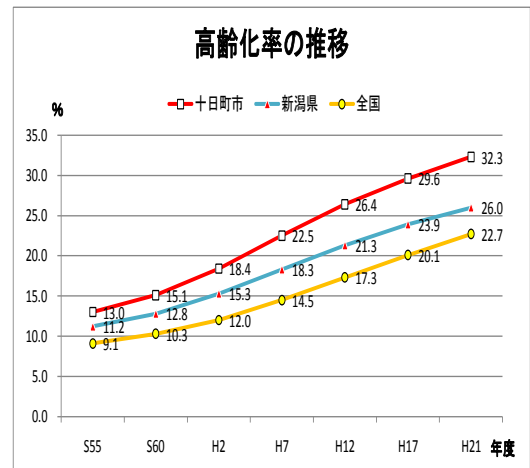
この地方分権の進展に伴い、各自治体が自らの判断と責任において魅力的なまちづくりを競い合う時代を迎えています。この地域間競争を勝ち抜き、十日町市を選らばれて住み継がれるまちにしていくため、市民の行政サービスへの期待に応え、市の特性を最大限に発揮した個性豊かな施策の実現が求められています。

(3) 人口構造の変化

わが国の平成21年10月現在の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は22.7%となっており、世界に例のない急激なスピードで高齢化が進行しています。

本市の平成 21 年 10 月現在の推計人口^{※5}による高齢化率は 32.3%で、国や新潟県の平均を上回るスピードで高齢化が進行しています。(図-2)

図-2



(図-2 …S55~H17: 国勢調査人口、H21: 推計人口)

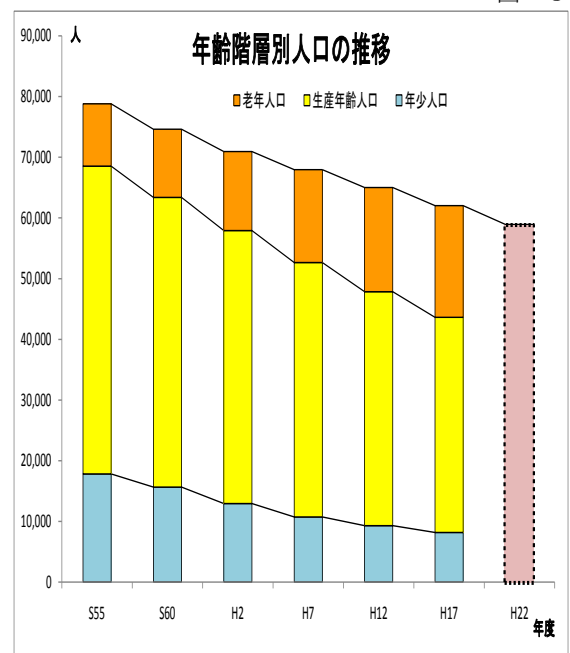
平成 17 年国勢調査時における国立社会保障・人口問題研究所による推計では、平成 32 年に本市の高齢化率は 40%を超えると推計されています。

また、わが国の総人口は、明治 32 年に現在の形式で人口統計調査を開始して以来、100 年以上にわたって増加を続けてきましたが、平成 17 年に初めて出生者数が死亡者数を下回って人口減少局面に入り、平成 19 年から本格的な人口減少社会に突入しています。

本市では、平成 2 年を境にして、総人口に占める 65 歳以上の老年人口の割合が 15 歳未満の年少人口の割合を上回って以来、その差は広がり続け、少子高齢化が一層進行しています。(図-3、表-2)

図-3

平成 22 年 10 月 1 日現在の市の国勢調査人口(速報値)は、58,926 人となっており、依然として減少傾向が続いています。平成 17 年国勢調査時の将来推計人口では、平成 32 年には 51,547 人になると推計されています。



こうした人口構造の変化や人口減少の進行に伴い、生産年齢人口^{※6}の減少による労働力の低下や高齢者の人口増加による医療費、社会保障に係る経費の増加など、市の財政に及ぼす影響が懸念されています。

『少子高齢化』は、『人口の少ない世代の市民が人口の多い世代の市民を支えていく』ことを意味しており、このことを前提とした新たな行政運営の仕組みを今から構築していく必要があります。

(※図-3、表-2 … S55~H17: 国勢調査人口、H22: 国勢調査人口(速報値))

年齢階層別人口の推移

表-2 (単位: 人)

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
老年人口	10,262	11,231	13,030	15,300	17,160	18,398	国勢調査速報値
生産年齢人口	50,676	47,742	44,942	41,921	38,553	35,457	
年少人口	17,853	15,647	12,966	10,741	9,315	8,179	
計	78,791	74,620	70,938	67,962	65,028	62,034	58,926

(4) 財政の状況

① 財政の現状

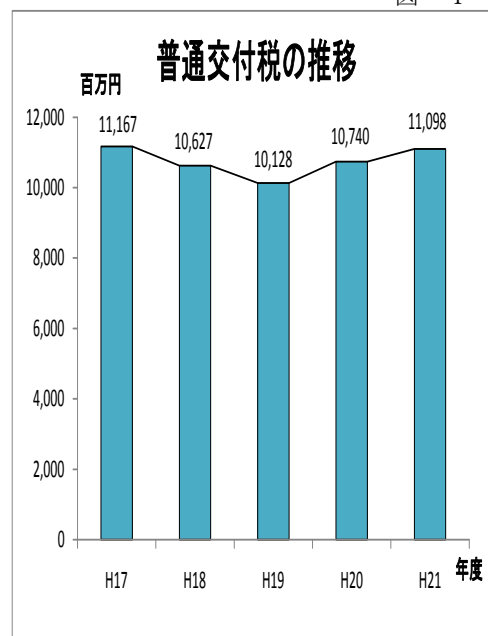
国においては、地方分権の推進と財政健全化を目的とした骨太の方針^{※7}により、平成16年度から平成18年度にかけて『三位一体の改革^{※8}』が実行されました。

この改革では、国全体の地方交付税総額は平成16年度から平成18年度の3年間で約5.1兆円削減されましたが、当初に地方自治体が期待したほどの税財源の移譲が進まなかったため、多くの地方自治体で歳入が大幅に減少し、厳しい財政運営を強いられることになりました。

その後、緊急経済対策として数次にわたる大規模な財政出動が講じられたことや、政権交代により三位一体改革で削減された地方交付税の一部が復元されたことなどにより、地方自治体の財政状況も少しずつ持ち直してきました。(図-4)

本市は自主財源比率が低く、財源の多くを国・県補助金や地方交付税に依存する財政構造であるため、財政運営に大きく影響する地方交付税の今後の動向を注視していく必要があります。

図-4



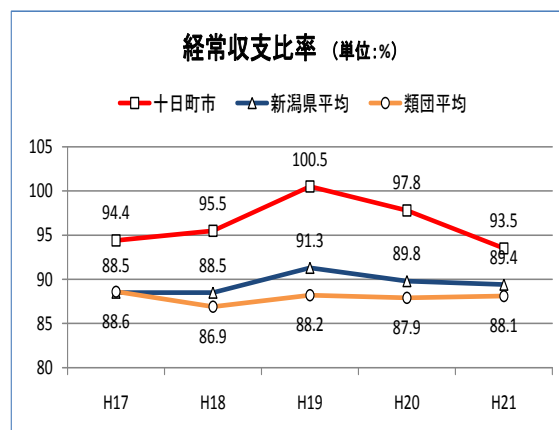
② 財政指標の状況

社会経済や行政需要の変化に伴う新たな課題への対応能力を判断する指標の一つに経常収支比率^{※9}があります。従来自治省(総務省)の指導では、市町村は75%を超えないことが望ましいとされてきましたが、近年の経済不況による税収の減や国の『三位一体の改革』による地方交付税の削減の影響などで全国的に指標は悪化し、平成20年度決算における全国平均でも90%を超える高い水準で推移しています。

本市の経常収支比率は、合併後悪化傾向にありましたが、平成19年度の100.5%をピークに改善傾向を示し、平成21年度には93.5%となり平成19年度との比較で7.0ポイント、平成17年度との比較で0.9ポイント改善されています。(図-5)

本市の場合は、全国有数の豪雪地帯として多額の除排雪経費を必要としていることなどで他の自治体よりも高めの比率となっていますが、平成20年度の経常収支比率の中の人件費^{※10}の比率は、全国平均27.2%に対して本市は24.1%と低く、維持補修費や公債費^{※11}、扶助費^{※12}などの占める比率が高くなっています。

図-5



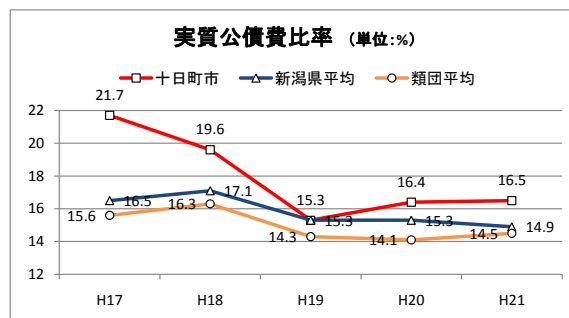
実質公債費比率^{※13}は、一般会計負担の償還費の標準財政規模^{※14}に対する割合を示しているもので、借入金の返済額

図－6

である実質的な公債費がどれだけ財政に負担をかけているかを判断する指標であるため、比率が低いほど健全ということになります。

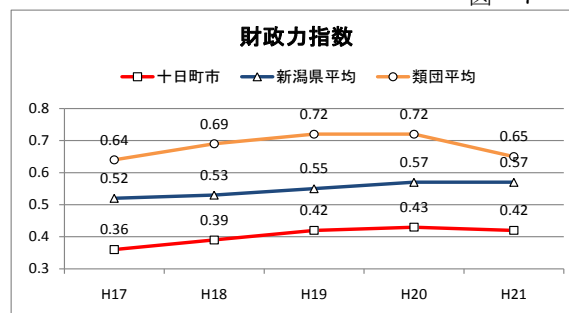
平成 21 年度は 16.5% で平成 17 年度と比較すると 5.2 ポイント改善し、平成 19 年度からは、超過すると地方債の発行に際し許可が必要となる基準値の 18% より低い比率で推移しています。

(図－6)



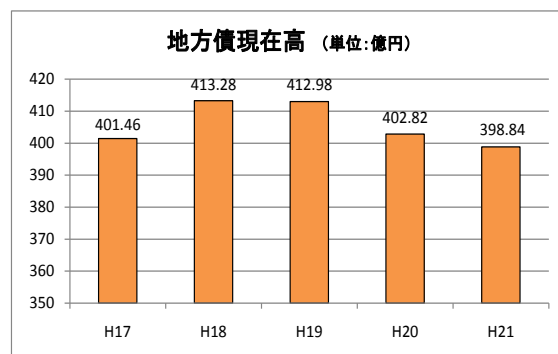
図－7

財政力指数^{※15}は、平成 17 年度と平成 21 年度を比較すると 0.061 ポイント上昇しており、徐々に財政力が高まっています。(図－7)



図－8

普通会計における地方債現在高^{※16}は、平成 18 年度をピークとして減少傾向にあり、平成 17 年度と平成 21 年度を比較すると約 2 億 6,200 万円減少しています。(図－8) 人件費を中心とした義務的経費^{※17}削減や徹底した経常経費^{※18}の節減など、これまでの財政改革の取組もあり、合併後に悪化した財政指標にも改善の兆しが見られますが、さらなる健全化への取組が求められています。



③ 健全化判断比率の状況

地方自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）』が平成 21 年度に施行されました。今回施行された財政健全化法では、財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設け、2 段階の基準により自主的な改善努力による財政の早期健全化を促すことができるようにしたものです。

財政健全化の判断比率として 4 つの指標が設けられています。いずれかの比率が早期健全化基準を超えると『財政健全化計画』を、財政再生基準を超えると『財政再生計画』をそれぞれ策定しなければなりません。

平成 21 年度決算に基づき算定した本市の健全化判断比率は、4 つの指標全てが『早期健全化基準』『財政再生基準』を下回り、健全段階にあると判定されています。(表－3)

表－3

健全化判断比率の項目	十日町市 (H21)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ^{※19}	—	12.48%	20.0%
連結実質赤字比率 ^{※20}	—	17.48%	40.0%
実質公債費比率 ^{※13}	16.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率 ^{※21}	123.2%	350.0%	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字でないため「—」と表示しています。

(5) 協働のまちづくりの現状

『協働のまちづくり』は、市民、地域、各種団体、企業や行政などのさまざまな主体が、地域が抱える課題の克服や地域の目標の実現のために、それぞれがまちづくりの担い手として力を出し合って取り組むことをいいます。

本市では、公募による市民と市職員の合同チームで協働のまちづくりを推進する『協働のまちづくり推進プロジェクト』が平成20年度にスタートしました。このプロジェクトチームでは、平成21年5月に『協働のまちづくり推進指針』を策定し、協働の取組を継続して行うための基本的な考え方を示しました。この指針策定の過程で実施した市民団体への聞き取り調査などをもとに、今後の協働推進の手本となるよう『モデル事業』の取組を進めています。

3 さらなる改革の必要性

(1) 第1次行政改革における取組のフォローアップ

第1次行政改革の取組については、『1 これまでの取組』で述べたように、一部の取組項目では目標を達成できておらず、最終年度においても目標達成が見込めない項目もあります。

また、計画目標を達成した、あるいは達成可能な個々の取組項目においても、『効率的な組織の見直し』や『大胆な財政運営改革』、『市民と行政による協働の推進』などは、今後も継続していくことで改革効果が維持され、さらに効果が増していくものと考えられます。

したがって、第1次行政改革の成果を検証するとともに、そのフォローアップを行う継続的な取組として、新しい行政改革大綱を策定し、実施計画の中で取り組む必要があります。

(2) 多様化する公共サービスの提供

個人の価値観の変化やライフスタイルの多様化などにより、市民が行政にサービス提供を求める『公共』の範囲が拡大し、より複雑になってきている中で、地域社会の一体感や連帯意識が希薄となり、地域のコミュニティ機能も低下してきています。

このような状況において、かつて地域社会を成り立たせていた『自助・共助・公助』^{※22}の価値が再認識され、日常生活の中で生じた様々な地域の課題の解決に向けて、市民や市民団体などによる自発的な活動が急速に活発化してきています。NPO^{※23}や市民団体、企業などの多様な主体が、福祉、教育、環境、まちづくりなどの幅広い分野において、公共サービスの新しい担い手として注目されています。

公共サービスの提供のあり方については、市民や市民団体などの多様な主体と行政が『協働』して取り組むことで、より市民のニーズに適合した質の高いサービスの提供が可能となることから、これらの市民活動を積極的に支援しながら、今後も市民との『協働』による取組を推進していく必要があります。

また、市民と一緒に議論を重ねながら、本市にふさわしいまちづくりのルールや仕組みを確立していくために、『協働』に対する市民の理解をさらに深めていくことが求められています。

(3) 市町村合併の特例による財政支援の終了

市町村の合併の特例に関する法律により、市町村合併に伴う財政上の特例として、合併年度及びこれに続く10年間は合併がなかったと仮定して毎年度算定した普通交付税を全額保障し、その後の5年間で特例による交付税額を段階的に縮減することになっています。(図-9)

平成17年4月に合併した十日町市においては、平成27年度まで特例により全額保障され、平成28年度から平成32年度まで5年をかけて段階的に縮減していきかっています。

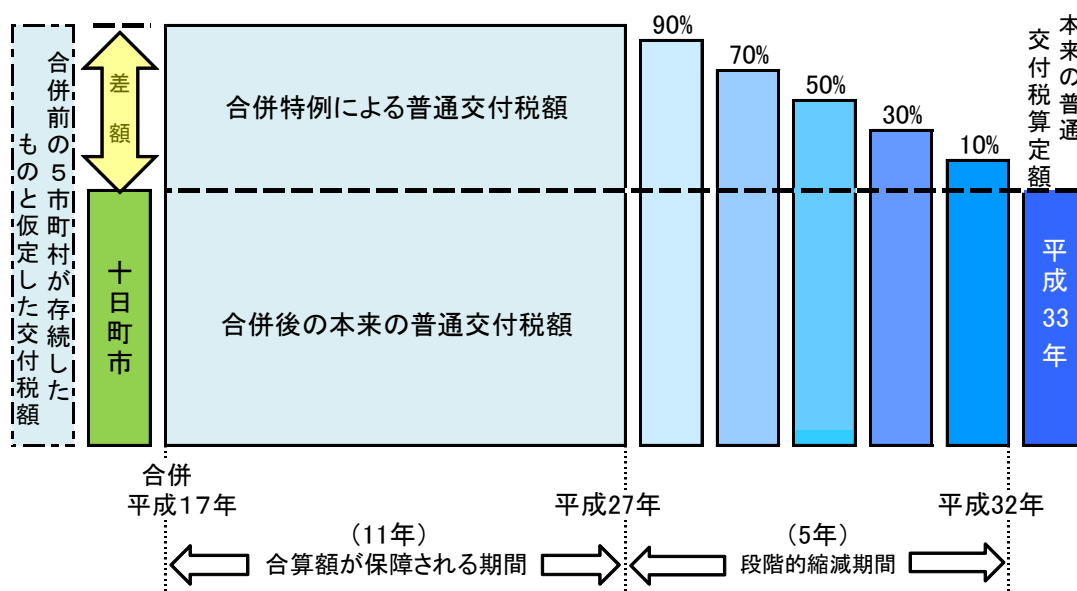
合併特例による交付税額は、これまでの実績から推計すると毎年約20億円(※)となっており、こうした特例措置が終了した際の地方交付税の縮減に備え、今のうちから財政基盤を整備・確立していく必要があります。

※ 交付税の特例による算定と本来の算定による交付税の差額

平成17年度	1,856,041千円	平成20年度	2,019,433千円
平成18年度	1,812,044千円	平成21年度	2,039,803千円
平成19年度	1,916,552千円	平成22年度	2,114,801千円

《年平均 1,959,779千円》

図-9



Ⅱ 改革の基本理念と基本方針

1 改革の基本理念

十日町市の最上位計画である『十日町市総合計画』に掲げるまちづくり実現に向けて、常に質の高い行政サービスを提供することを意識し、社会経済環境の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに対し迅速かつ柔軟に対応していくという強い意志のもとに、次のとおり基本理念を掲げ、不断の行政改革を推進します。

『総合計画のまちづくり実現のための
健全で効率的な行財政基盤の確立』

2 改革の基本方針

市町村合併に伴う国からの財政支援が間もなく終了し、近い将来厳しい財政環境を迎えることが確実な中で、地方分権に伴う権限移譲が進み、今後本市の事務権限と事務量が大幅に増加することが見込まれています。

このような状況において、総合計画に掲げるまちづくりを着実に実現していくため、第1次行政改革大綱に掲げた改革の方向性を引き継ぎ、次の3つの基本方針のもとに、総合的かつ計画的に改革を推進していくものとします。

(1) 行政の効率・効果の追求

財源や人員などの行政資源が限られてくる中で、成果重視の視点に立って事務・事業を見直します。

また、柔軟で機動性のある組織・機構を再構築し、民営化や民間委託の推進など、最適な手法を選択して効率化を図ります。

さらに、最大の効果を上げるため、民間企業経営の視点と発想を取り入れて、職員の意識改革と能力向上を図ります。

(2) 健全財政の加速化

国の合併支援措置終了により近い将来大幅に歳入が減少しても、少子高齢化の進展に伴う福祉施策をはじめ、分権型社会への移行に伴う新たな行政課題に適切に対応していく必要があります。

財政健全化法に基づく新たな指標により財政状況を市民に明らかにしながら、自主財源の安定確保や人件費をはじめとする経常経費の削減を図ります。

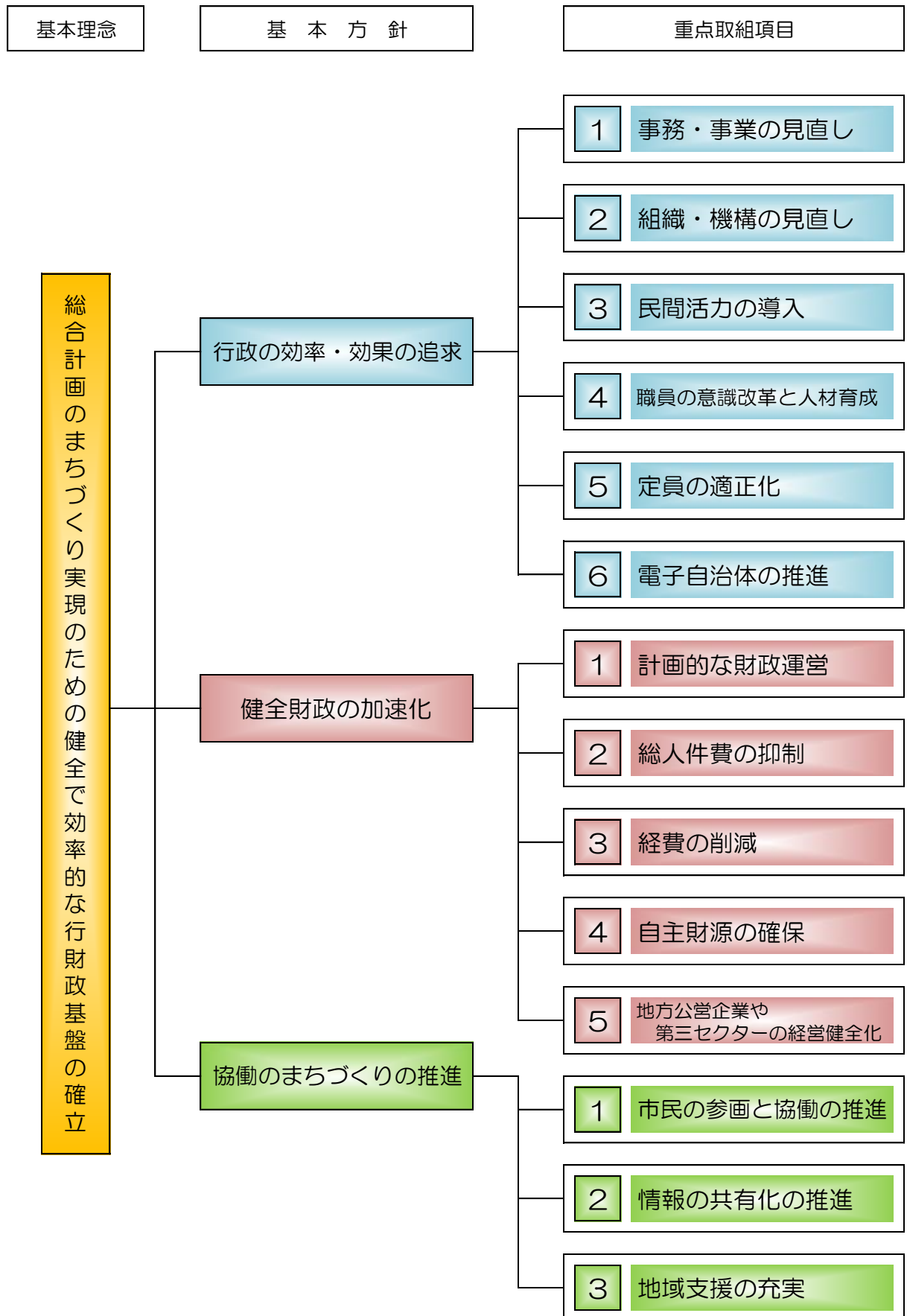
財政の健全性をさらに加速させていくための取組を積極的に進め、将来世代へ引き継ぐことのできる健全な財政基盤の確立を図ります。

(3) 協働のまちづくりの推進

市民の市政に対する関心や参画意識の高まりを踏まえ、市民が主役の市政を推進するため、市民との情報の共有を図るとともに、計画策定や事業実施等における市民参画の一層の推進を図ります。

また、市民活動等の活動団体に対し、その自主性、自律性を尊重しながら、それぞれの責任と役割を分担したうえで必要な支援を行うなど、連携、協働を一層推進し、多様化、高度化する市民ニーズや地域課題に効果的に対応していきます。

3 体系図



Ⅲ 改革の重点取組項目

1 行政の効率・効果の追求

(1) 事務・事業の見直し

緊急性、効率性、費用対効果など成果重視の視点に立って事務・事業を見直し、選択と集中により効率実施に努めます。

『十日町市総合計画』との整合を図りつつ、事務・事業ごとに必要性、妥当性、効率性などについて客観的に評価するための行政評価システム^{*24}を導入し、市民の視点による評価結果を予算編成や施策の進行管理などに活用します。

(2) 組織・機構の見直し

関連する組織の一元化や横断的な連携を強化するなど、縦割りの弊害を廃した組織・機構の見直しを進めます。

本庁については、市全体を見通した施策の企画立案機能が発揮できるよう関連する業務やスタッフを集約し、部制のメリットを活かした総合調整機能の強化を図ります。

支所については、市民の利便性に配慮しながら、窓口サービス、地域振興など地域に密着した業務に特化するなど、本市の規模や地理的条件に適応した組織体制を整備します。

保育所や学校などの施設や各出先機関についても、規模の適正化や最適な管理運営手法を検討し、効率的・効果的な施設の配置に努めます。

(3) 民間活力の導入

サービスの質の向上や費用対効果など総合的な見地から検討し、民営化や民間委託、指定管理者制度^{*25}の活用など、公共サービスにおける民間活力を積極的に導入し、民間の優れた技術やノウハウをより一層活用して、効果的・効率的な行政運営の実現を図ります。

(4) 職員の意識改革と人材育成

前例や慣例にとらわれない柔軟な発想と民間企業の経営感覚を取り入れ、業務に対する明確な目標と改善意識を持って、新たな行政課題に果敢に挑戦する職員の意識改革に取り組みます。『十日町市人材育成基本方針（平成20年8月策定）』に基づく職員研修の充実や職員提案制度の活性化などにより、職員が高い目的意識を持って職務を遂行し、能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進します。

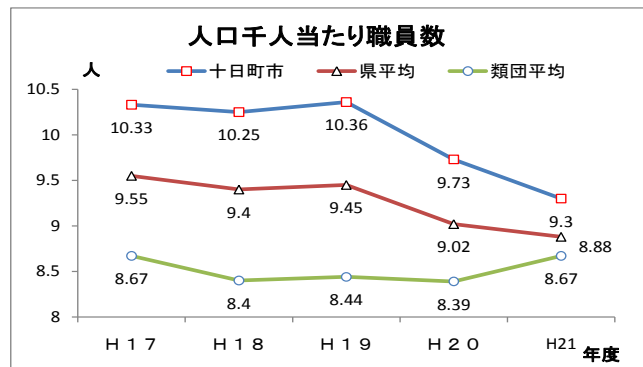
また、接遇対応力のさらなる向上を図り、市民との最も身近な接点である窓口サービスを充実するなど、成果が直接市民に見える取組をはじめ、能力や業績評価に基づく人事制度の拡充や国・他自治体との人事交流などを積極的に推進し、市民の期待に応えられる人材の育成に努めます。

(5) 定員の適正化

図-10

職員数については、類似団体^{※26}と比較すると職員数がまだ多い状況です。(図-10)

『第2次十日町市定員適正化計画』に基づき、臨時職員や嘱託職員などの適正管理に努めながら早期に適正化し、適正水準の維持を図ります。



(6) 電子自治体^{※27}の推進

市の窓口に出向く手間を最小限に抑えた行政手続きのオンライン化や納税、証明書発行など、電子自治体への取組を一層推進し、市民の利便性及びサービスの向上を図ります。

2 健全財政の加速化

(1) 計画的な財政運営

長期財政計画を引き続き策定し、財務諸表^{※28}や健全化判断比率などに基づく市の財政状況を市民に分かりやすく公表していきます。

また、積極的な国・県資金の導入や交付税措置のある有利な地方債の活用など財源確保を図るとともに、将来を見据えた基金への積み立てなど計画的な財政運営に努めます。

(2) 総人件費の抑制

職員数の適正化により総人件費の抑制に努めます。

また、職員の給与制度や勤務条件については、国及び他の地方公共団体をはじめ、民間事業の従事者の給与を考慮して、引き続き適正な水準を維持します。

(3) 経費の削減

全職員自らが経営の視点に立ったコスト意識を再確認し、物件費をはじめとするあらゆる行政経費を精査し、経常的な経費の削減に努めます。

また、補助金の適正化については、平成19年度から20年度にかけてまとめた『補助金の基本的な考え方』『補助金交付基準』『補助金見直し基準』に基づいて、引き続き定期的な見直しを行います。

(4) 自主財源の確保

市税等の収納率の向上を図ることはもとより、公共施設や公共媒体等における広告収入やふるさと納税制度の積極的なPRなど、自主財源を生み出す努力により歳入の確保を図ります。

また、市有財産の有効活用を図るとともに、未利用・低利用財産の積極的な処分により財源の確保に努めます。

(5) 地方公営企業や第三セクター※²⁹の経営健全化

地方公営企業については、事務事業全般の見直しを進めるとともに、民間委託を推進して経費の節減・合理化を図り、健全経営に向けた財務体質の改善に努めます。

また、第三セクターについては、多様化する『公共』サービスの重要な担い手としての役割を引き続き果たせるよう経営の健全化に努めます。

3 協働のまちづくりの推進

(1) 市民の参画と協働の推進

市の審議会、委員会等における公募委員、女性委員の積極的な登用を図り、市民自身の行政への積極的な参画により政策形成段階から市民の声を施策に反映させるとともに、市民や市民団体等の活動が一層活発になるよう支援し、市民と行政が互いに補完し協力する協働のまちづくりを推進します。

(2) 情報の共有化の推進

行政情報は市民共有の財産であるとの認識に立って積極的に情報を開示し、行政の意思決定の過程も可能な限り市民に明らかにしていきます。

また、広報紙やホームページの充実を図るとともに、『市長とふれあいトーク』や『サタデー市長室』、『市長への便り』など、積極的な広報広聴活動を推進します。

(3) 地域支援の充実

少子高齢化の進行や市民の価値観の多様化などに伴い、地域社会の一体感や連帯意識が希薄となる中で、まちづくりに欠くことのできない一番身近な『地域の力』である地域・地区振興会などの組織が行政と手を携え、地域における身近な課題解決や地域の特色を活かしたまちづくりを進めていけるよう、支援の充実を図ります。

Ⅳ 改革の推進と進行管理

1 推進体制

○行政改革推進本部

市長を本部長とする『行政改革推進本部』を設置し、全庁体制で行政改革を推進します。

○行政改革推進委員会

市民 10 人で構成する『行政改革推進委員会』を設置し、行政改革の取組状況について市民、民間の立場から調査審議し、新たな改革についての提言を行います。

2 職員の姿勢

職員一人ひとりが行政改革を自らの課題として受け止め、積極的に課題に挑戦していくよう意識改革を進めるとともに、市民に信頼される職員を目指して、自らも地域社会の一員として積極的にまちづくりに取り組む姿勢をもって、改革を推進します。

3 実施計画（重点改革プラン）の策定

行政改革を具体的かつ計画的に推進するため、本プランの実施計画として『第2次重点改革プラン』を策定します。

なお、国の動向や社会情勢の変化、財政事情などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 推進期間

本プランに基づく行政改革の推進期間は、『十日町市総合計画後期基本計画』の計画期間と整合を図り、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

5 成果の公表

実施計画の進捗状況等については、行政改革推進委員会に毎年度報告することとし、その内容や取組状況は、市広報やホームページを通じて、広く市民に公表していきます。

【参考資料】用語解説

※1 行政改革大綱

行政改革を推進していくうえで指針とすべき基本方針や重点的に取り組む主要な課題などをまとめたものです。

※2 サブプライムローン問題

サブプライムローンは、アメリカの金融機関が通常のローンに比べて高めの金利を設定して、比較的信用力の低い人を対象に貸し出す住宅ローンを指します。

アメリカでは、2003 年後半以降の『住宅ブーム』もあって融資を拡大しましたが、その後住宅価格の上昇が止まったことで、ローンの借り手は住宅価格の上昇分を担保として金利の安いローンに借り換えることができなくなり、延滞や差し押さえが増えて不良債権化する傾向が強まりました。

そして、2007 年3月、大手住宅ローン会社が経営難に陥ったのを契機として、世界同時株安が起こり、その後の世界同時不況へとつながるきっかけとなったことで注目されました。

※3 税源移譲

納税者が国へ納める税（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税（地方税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すことです。

※4 地方分権

国に集中している権限や財源を地方自治体（県や市町村）へ移し、住民に身近な地方自治体が自らの選択と責任で物事を決定し、地域の特色を生かした地域づくりを進めることです。

※5 推計人口

国勢調査を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値をもとにした人口数です。『常住人口』や『現住人口』などとも呼ばれています。

※6 生産年齢人口

一般に15歳から64歳までの年齢の人口を指します。

※7 骨太の方針

2001年6月に経済財政諮問会議から答申された『経済財政運営と構造改革に関する基本方針』に際して、当時の小泉首相が“聖域なき構造改革”とともにキャッチフレーズ的に使用し、一般国民に浸透させた言葉で、小泉首相退陣後も引き続き使われてきました。

※8 三位一体の改革

小泉内閣が掲げた『聖域なき構造改革』の一環として、『骨太の方針2002』で決定された国と地方の税財政の改革です。具体的には、①国から地方への補助金の削減、②国税から地方税への税源移譲、③地方交付税制度の見直し、の3つの改革を一体的に実行することから『三位一体の改革』と呼ばれました。

国庫補助金の削減と地方交付税の見直しにより国の財政における国庫負担を減らす代わりに、これまで国税として徴収してきた税財源の一部を地方に移し、地方自治体が自由に使えるようにするというものです。

※9 経常収支比率

地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税や地方交付税などのように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源が、人件費（※10）・扶助費（※12）・公債費（※11）のように毎年度経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを示す割合です。

※10 人件費

正職員に支給される給料、職員手当（扶養手当、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当など）、共済費のことを指します。

※11 公債費

地方自治体が発行した地方債（※16）の元金の返済や利子の支払いなどに要する経費です。

※12 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支出される生活援助のための給付費用で、生活保護費や児童手当など法令に基づくものと、地方自治体が独自の制度に基づいて単独で支出する経費があります。

※13 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び特別会計・一部事務組合への繰出金のうち公債費に充てたと認められる経費の合算額の標準財政規模（※14）を基本とした額に対する割合です。

地方債制度が『許可制度』から『協議制度』に移行したことに伴い導入された財政指標で、地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示したものです。

※14 標準財政規模

当該自治体の一般財源の標準規模を示すもので、標準的な税収入額と普通交付税額を合算したものです。

※15 財政力指数

地方自治体の基準財政収入額（地方自治体が標準的な状態で収入しうる税収等で普通交付税の算定に用いるもの）を基準財政需要額（地方自治体が標準的な行政を合理的な水準で実施したときに必要と想定される一般財源の額で普通交付税の算定に用いるもの）で除した指標のことで、3年度間の平均値を用いた指標が1を上回ると地方交付税の不交付団体となります。

※16 地方債現在高

地方債は、地方自治体が財政収入の不足を補うために資金調達によって負担する債務のことで、一会計年度を超えて長期にわたって返済していく借入金です。

地方債現在高は、地方自治体がこれまで発行してきた地方債の累積額を表していて、これにより地方自治体が今どれくらい未返済の借金が残っているかが分かります。

※17 義務的経費

地方自治体の経費のうち、支出が義務付けられ任意に削減できない経費をいいます。歳出のうち、人件費、扶助費、公債費が厳密な意味での義務的経費とされています。

※18 経常経費

人件費、公債費、扶助費の義務的経費のほか、物件費、維持補修費、補助費など、毎年継続して固定的に支出される経費です。

※19 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率のことで、一般会計の赤字の深刻度を表す指標です。

※20 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率のことで、地方自治体としての赤字の深刻度を表す指標です。

※21 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、将来負担する可能性のある負債等の残高の程度を表す指標です。一般会計における負債総額が、標準的な年間収入の何年分にあたるのかということを示しています。

※22 自助・共助・公助

身の回りの課題等に対して、まず自ら解決できる問題は自分で解決し（自助）、個人や家族でも解決できない場合に地域や市民団体などのコミュニティで解決を図り（共助）、『自助』や『共助』でも解決できない場合に行政が補完・支援を行うこと（公助）により解決を図っていくという考え方です。自分でできることはできる限り自分の力で解決を図るという住民自治の基本となる考え方です。

※23 NPO

Non-Profit Organization の略語で、『民間非営利組織』と訳されています。私的な利益を上げることが目的ではなく、福祉や環境、災害復旧などの幅広い分野で社会的課題の解決や公益実現のために活動する組織のことです。このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、行政庁が認証した団体をNPO法人と呼んでいます。

※24 行政評価システム

行政がこれまで実施してきた施策や事務事業等について、一定の基準や指標などを用いて妥当性、達成度や成果を客観的に検証・評価し、その結果を次年度以降の行政活動に反映させていく仕組みです。

※25 指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理委託先が公共団体と公共的団体に限定されていたこれまでの管理委託制度に代わり新しく創設された制度です。

NPOや株式会社等の民間主体が、議会の議決を得て指定管理者として指定されることにより、公の施設の管理を行うことができるものとなっています。

※26 類似団体

全国の市区町村を、都市の種類、人口、産業構造などにより、指定都市、中核市、特例市、一般市（16）、特別区、町村（15）の35の種類に分類したもので、同じ類型に属する自治体を類似団体といいます。

※27 電子自治体

情報通信技術やネットワークを活用することで、時間、場所、方法などの制約を緩和し、地方自治体における行政サービスの利便性を高めるとともに、行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的に、地方自治体が情報化施策を推進することをいいます。

※28 財務諸表

地方自治体の特殊性を加味しながら民間企業会計の考え方と会計実務を取り入れ、行政サービスを行う上でのコストや資産等の状況を含めた形で財政状況を把握・分析し、市民に分かりやすく公表することにより行政の透明性を向上させ、効率的な行財政運営を行うことを目的として、国から作成・公表を要請された財務書類で、次の4表をいいます。

①貸借対照表

年度末において、住民サービスを提供するために保有している資産（土地、建物、現金等）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対象表示しています。表内の資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしている表であることからバランスシートとも呼ばれています。

②行政コスト計算書

1年間の行政活動のうち、人的サービスや福祉の給付などといった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの対価として得られた財源（使用料・手数料、分担金・負担金、寄附金）を対比させた表です。

③資金収支計算書

現金の流れの情報を、その収支の性質に応じて、異なる3つの区分（『経常収支の部』、『公共資産整備収支の部』及び『投資・財務的収支の部』）に分けて表示した財務書類で、どのような活動に資金を必要としているかを表しています。

④純資産変動計算書

貸借対照表内の『純資産の部』に計上されている各数値が、1年間でどのように変動したかを表しています。『純資産』とは、学校や道路などの社会資本を現在までの世代が負担してきたもので、将来世代の負担となる『負債』と区別されています。

※29 第三セクター

国や地方自治体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）の共同出資によって設立される事業体のことで、地域開発や交通など本来は国や地方自治体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して官民共同で行おうとするものです。

第三セクターのうち、本市と関係が深く相互の財務状況が影響し合う団体として、財務諸表を作成する際に連結対象となる団体は次のとおりです。

- ・(財)十日町地域地場産業振興センター
- ・(財)松之山農業担い手公社
- ・当間高原開発(株)
- ・(株)まちづくり川西
- ・中里地域開発(株)
- ・(株)なかさと
- ・松代総合開発(株)
- ・(有)湯米心まつのやま

十総第 450 号
平成 22 年 10 月 20 日

十日町市行政改革推進委員会 委員長 様

十日町市長 関口 芳史

第 2 次十日町市行政改革大綱の策定について（諮問）

当市においては、平成 17 年度に行政改革大綱として、計画期間を平成 18 年度から 22 年度までとする「十日町市行政創造プラン」を策定し、これまで行政改革を積極的に進めてまいりましたが、今年度その最終年度を迎えております。

この間、社会経済情勢の大きな変化もあり、総合計画の方向性とも整合を図りつつ、時代に即した新たな改革の指針を策定し、引き続き行政改革を推進する必要があります。つきましては、第 2 次十日町市行政改革大綱の策定について諮問します。

平成 23 年 3 月 22 日

十日町市長 関口芳史 様

十日町市行政改革推進委員会
委員長 小野塚 良雄

第 2 次十日町市行政改革大綱の策定について（答申）

平成 22 年 10 月 20 日付けで関口市長から諮問を受けました「第 2 次十日町市行政改革大綱の策定」について、改革に取り組む基本方針などの詳細な説明や関係資料をもとに、5 回にわたり市民の立場で活発かつ精力的な議論と審議を重ねてまいりました。

その結果、本委員会における審議を踏まえ、「第 2 次十日町市行政改革大綱案」を別冊のとおりまとめましたので答申いたします。

十日町市では、いまだに多くの自治体が削減のみを目的とした行政改革を進めている中であって、平成 21 年の関口市長就任以来、行政改革によって生み出された効果額を、子育て支援や教育など市民サービスの向上に投資していく「質の改革」にいち早く取り組み、効率的・効果的な行政運営の実現を目指してきたことは評価に値するものであります。

また、十日町市総合計画に掲げるまちづくりの実現を図るためには、実効性ある行政改革を断行し、行政の効率・効果を追求するとともに、市民と行政との「協働」をより一層推進することが強く求められているところであり、十日町市総合計画の後期基本計画のスタートに合わせ、新たに第 2 次の行政改革に取り組むことは、正に機を得たものであります。

この新しい大綱に基づいて、十日町市の行政改革が確実に実行され、目標が達成されることを切にお願いするとともに、本委員会としての意見を別紙のとおりまとめましたので、行政改革を推進するにあたり、その趣旨を十分尊重されるよう希望します。

なお、行政改革大綱に基づく実施計画につきましては、本委員会において現在審議中でありますので、まともり次第速やかに答申いたします。

[付帯意見]

1 定員の適正化について

新しい定員適正化計画に基づいて一刻も早く定員の適正化を実現し、将来の年齢構成に配慮した定員管理のもとで、継続的な職員採用を検討されるようお願いいたします。

2 協働のまちづくりについて

行政改革は、市民の理解と協力がなければ成果を得ることができません。今後の自治体運営の根幹となる「協働のまちづくり」に対する市民の理解をより一層深める取組をお願いします。

3 支所のあり方について

支所の組織については、現在の地域振興・地域防災機能の確保にも配慮しながら、職員削減に伴う市民サービス低下を招くことのないよう地域の特性を考慮した検討をお願いします。

4 第三セクターの経営健全化について

第三セクターについては、職員の意識改革により民間企業としての自覚を促し、成果重視の視点に立った具体的な改善計画を策定し、市民の理解が得られる組織への改革を推進するようお願いいたします。

5 市職員の取組について

行政改革の必要性やその内容を全職員に周知し、十分な理解を得て、全職員の共通認識のもとに一丸となって行政改革に取り組むとともに、一市民としても積極的に地域の活動に参加し、地域の特性と市民の思いを活かしたまちづくりの実現に向けた取組をお願いします。

6 実施計画の策定について

本大綱の内容を計画的かつ具体的に推進するために実施計画を策定し、数値目標などの具体的な目標と年度別実行スケジュールの設定を行うとともに、改革の進捗状況や成果について、本委員会に時機を得た報告をお願いします。

7 市議会の改革について

中央から地方への流れが加速する時代を迎え、地方議会の果たすべき役割がますます重要視されており、市民の期待は大きいものがあります。市議会においても、行政における改革と一体となり、改革推進に協力していただけるよう要請いたします。

十日町市行政改革推進委員会開催経緯

	開催日	審議内容等
第1回	H22. 10. 20	委嘱状の交付 正・副委員長の互選 第2次大綱の策定方針・概要について 意見交換
第2回	H22. 11. 10	各委員の提出意見について 分野別改革項目の検討
第3回	H22. 12. 22	第2次行政改革大綱素案について
第4回	H23. 1. 25	第2次行政改革大綱試案について
第5回	H23. 3. 18	第2次行政改革大綱答申案について

十日町市行政改革推進委員会 委員名簿

	氏名	職名	備考
1	小野塚 良 雄	委員長	
2	西 方 勝一郎	副委員長	
3	押 木 敦 子	委 員	
4	上 村 幸 成	委 員	
5	鈴 木 隆	委 員	
6	南 雲 英 祐	委 員	
7	根 津 敬 一	委 員	
8	星 名 久 徳	委 員	
9	本 山 祐 里	委 員	
10	柳 明 美	委 員	